

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

ページ
一

号外(一) 平成三十年一月二十九日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する

条例(条例第一号)

- 一 平成三〇年二月一日から同年三月三十一日までの間における教育長の給料について、給料の月額に二〇〇分の二五を乗じて得た額を減じることとした。(附則第三項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成三十年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条

例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

(給料の減額)

3 平成三十年二月一日から同年三月三十一日までの間における教育長の給料の月額は、
第一条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に百分の十五を乗じて得た
額を減じて得た額とする。

附則第四項中「第二条」を「第一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社